

職員団体の登録申請に対する処分に係る審査基準について

1 根拠となる法令及びその要件等

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第2項から第4項まで

① 職員団体の規約に、少なくとも次の事項が記載されていること。

・名称

・目的及び業務

・主たる事務所の所在地

・構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

・理事その他の役員に関する規定

・法第53条第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

・経費及び会計に関する規定

・他の職員団体との連合に関する規定

・規約の変更に関する規定

② 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選舉については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されること。ただし、連合体である職員団体においては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定されることをもってりる。

③ 当該職員団体が同一の地方公共団体に属する警察職員及び消防職員以外の職員のみをもって組織されていること。ただし、警察職員及び消防職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の处分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する採決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

- ① 次の事項が記載された正副2通の申請書にそれぞれ添付されていること。
- ・理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあっては、その職業）
 - ・すべての事務所の所在地
 - ・連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称
- ② 次の書類が添付されていること。
- ・規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類
 - ・当該職員団体の組織が第53条第4項の規定に適合していることを証明する書類
- ③ いわき市職員団体の登録申請書等の様式を定める規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第1号）第1項第1号から第3号までの規定
- ・申請書及び申請書に添付する書類は、いずれも公平委員会の定める様式によるべきこと。

- 2 指針となる通知、通達等
別紙のとおり

- 3 審査基準

- (1) 規約において、「争議行為を行うこと」等明白に違法な目的又は業務を規定している職員団体は、これを登録しない。
- (2) 法第53条第3項に規定する「その他これらに準ずる重要な行為」とは、次に掲げるものとする。
- ① 他の上部団体との提携、連合、加入又は脱退
 - ② 解散

- (3) 職員団体の連合体は、登録されていない職員団体を構成団体として含んでいても、法第53条第3項ただし書の要件を充足していることをもって、これを登録する。

(2) いわき市職員団体の登録に関する条例（昭和41年いわき市条例第15号）第2条

行政実例

○独自の規約、議決機関及び執行機関を有する賃員組合支部は、単位賃員団体として認定するにいたるべきであるか（昭14・三・11四 地方公務員組合規則第49条）

照会

本県においては、県（各庁を含む）と商談する際には、本県が該組合を認定してしまったが、組合に本部を置き、文部長及び副支部長を置くとともに、本部の組織課長、収貯、指揮、会計等に關しては、本部の職務に付けて各支部等に賄給を認める（組織上規約違反する絶対）といつてある。

この場合が、地方公務員賃俸規則第11項の規定により地方公務員法第51条第1項の規定による認定の申請をする場合においては、本部が、本部の規約とともに本部に賄給を有し、独自の収支機関として取扱い、本部は、単位賃員団体として取扱つて差支えなしが。

なお、従前、地方公務員組合などにおいては、該組合の労働組合法上の取扱いに関し、米澤組合規則第11号（別紙1参照）により、本部は単位賃員団体として、本部は単位賃員団体の連合体として取扱つてしまつたのであから、余のたぬ。

実例編 第五十三条〔賃員団体の登録〕関係

実例編 第五十三条〔賃員団体の登録〕関係

○賃員団体の役員を職域単位で選出するにいたるべきは合法か
(昭14・三・11四 地方公務員規則第49条)
〔別紙1参照〕

照会

地方公務員法第51条第1項に該する賃俸は、その単位賃員団体がその役員（委員長、監査委員、書記長を除く執行委員）や監督役や監督官などを置き、各監督（本部、土木出張所、地方事務所、保健所等の他の組織）により監督の数を定め、且つ、その監督を置かずして監督役により監督権限をもつてこれを選出しめた場合はどうか。その役員規則が、合法的なものと解するにいかがである。

回答

消極に解する。

○単位賃員団体及び連合体の有職員性について（3）

(昭14・三・11四 地方公務員規則第49条)
〔別紙1参照〕

照会

1) 単位賃員団体が登録を受けた後に、当該地方公務員組合の他の

別紙1

〔単位賃員組合規約（抜粋）〕

第八章 文部省

第三十六条 以上の組合に文部省を以て。

第三十七条 文部省に文部省及び文部省本部を以て。

第三十八条 文部省及ぶ文部省は各文部省及び各文部省本部を以て各文部省の組合本部を以て。

第三十九条 行政省は文部省を監督する。西文部省は文部省及び文部省本部を以て各文部省の組合本部を以て。

第四十条 文部省の監視、統括、監視、監視、監視等に關しては、本規約並びじる文部省が監視を以てする。

別紙1(2) 賃員組合規約監査報告書

(昭14・三・11四 地方公務員規則第49条)

問1) 賃員組合規約監査報告書は、やむを得ず組合が組合より監査されなければならないときに監査されなければならない。監査の結果組合が規約に定めた通りに運営されなければ監査されなければならない。監査の結果組合が規約に定めた通りに運営されなければ監査されなければならない。

問2) 組合規約監査報告書は、監査の結果組合が規約に定めた通りに運営されなければ監査されなければならない。

問3) 組合規約監査報告書は、監査の結果組合が規約に定めた通りに運営されなければ監査されなければならない。

答) 組合規約監査報告書は、監査の結果組合が規約に定めた通りに運営されなければ監査されなければならない。

回答

次回込みのことで。

三六八一

三六八二

(賃員をもつたが組織をしない) 単位賃員団体日々連合体を結成し又は連絡や共同団体の賃員団体の連合体に加入した場合においてその規約又は規約が他の賃員団体との連合に關する規定を修正した外変更しなさいが。

1 Aの単位賃員団体としての登録は、自然消滅するか。

2 Aが法人やもうだ場合においては、法人になりこさても失うか。

3 連合体として登録するA日本、単位賃員団体として登録を完了したくなればならぬか。

回答

1) 既設又は更新の委員会及びその組合が地方公務員法及び第46条第2項の規定に適合するものである場合においては、登録を行なう賃員団体として存続する。

2) 1により承認された。

3) 指定の公報、公報等を提出しならば必要はない。

〔地公1-41〕

○役員の選任を名分会により賜封した際の取扱いは
う承たるよりしては選任権限を持たず、委託せら

うるか (昭二十六年・十一月・廿四公報第一六四号)
員の選任権限をもつて公務員回付「委託方務」

照会

地方公務員規則第五十一条第一項の規定により構成された単位職員団体が、同規則五十三条第三項に依り「役員」の選任を名分会(社内組織(調)専任会員を除く。)により賜封する際の三分の二以上の出席した場合に決議する。単位職員団体の選任数の同意によりて決定してしる場合は、当該単位職員団体が、委託された権限を行使する。

回答

有すると解す。

○職員任せ、それを構成する単位職員団体全體が附隨されてから賜り、登録せられたが

(昭二十六年・十一月・廿四公報第一六四号)
「職員任せの登録について」

照会

1 國家ぐる務員の組合たる職員団体の場合は、いかなる連合団体か、各名単位組合全体が人事院に登録せなければ連合特として登録せらるべからんとしており(人事院公平局事務課長木野正元著「國家ぐる務員の組合など」原理をやるか)へ(一頁)がナガ、地方ぐる務員の職員団体の場合は、同様、各名単位職員団体全體が登録せらるべからんとして連合特として登録せられたが如く解しておらがナガ、それがどうしたが。

1 職員が職員団体に入加入する方法としては、単位職員団体によつては個人加入、連合特によつては単位職員団体としての団体加入の方既つか認められだらん。したがへて、個人加入、団体加入の双方を認めてしる連合団体が、職員団体として登録せられたが如く解しておらがが、それがどうしたが。

回答

1 わべての単位職員団体の全體が登録せられてしむる場合

三六八三

実例編 第五十三条(職員団体の登録)説明

三六八四

実例編 第五十三条(職員団体の登録)説明

上記、連合特として登録せらるべからんと解す。

1 連合特たる職員団体が、単位職員団体又は単位職員団体の連合特やその構成員は、必ずしも同一の職員回付のもの構成員立となるが、それから別にされど、構成員立となる。

○職員団体の役員の賜封における

(昭二十六年・十一月・廿四公報第一六四号)
「地方公務員規則第一六四号」

照会

地方公務員規則第五十三条第三項中役員の選挙が職員団体の構成員たゞぐての職員が平常に参加する機会を有する直接的の詮詁の取扱いの全員の多数率に付けて賜ふる旨の取扱があるが、その多数率の取扱いの下で、たゞ四百十人(亦役員)の役員を構成する四十人の職員に構成してしる職員団体にて、役員一人一人が構成員全員の賜封数を四百五人(賜ふる得票を必要とするに解すが)、単位職員はたゞ四百十人回数をもつてはだらか、審査四十回の取扱いには不可能であるので、役員全員の投票総数が五百人(五百人未満はもじらしく解してしる職員団体の規約は法に抵觸するや。

回答

地方公務員規則第五十三条第三項の役員一人一人にして構成員全員の賜封数の取扱を抱ずる範囲でしむるが如きを規約せしむる範囲でしむるが如だ。

(備考) 次に於(民衆団〇財團法第十九条第一項第一項に依り) 並非レバ
「役員の選挙」は「役員の選挙」として「職員の賜封」も含むるが
だ。

○職員団体の役員の賜封における(税)

(昭二十六年・十一月・廿四公報第一六四号)
「地方公務員規則第一六四号」

照会

3 従前、職員の選挙に付いて、些細者が投票を超過しなじる結果に附帶されたりとせしむる所持した場合に付いて、提出投票をせしむるのと解すのが如何。

4 前項の場合は、職員の選挙にその規約に據へ「投票出張票」の件於る全員の多数率に付けて成るやうに審査してその取扱に付けて、審査結果が附帶されたりの場合は、提出投票を行つた事があるが。

回答

3 各々の選挙権者ひとりに提出投票を行つた事があると解する。

4 職員団体が組織されたの実施をめざし、及む所か統合選舉を行つたものだが、総務の性格又は範囲のみならず同様に役員の選舉その他いろいろ選する選挙だに過ぎないが、その職員団体はすべての職員が平等に参加する機会があるとする個別の選舉の投票に対する全員の多数決において改選されたら誰も争うまい現実に、その半数よりもより多くの無効な投票が決定されるといふが少數で16%から、詮説の理由は、抽出投票についての票が16%といふから。

(備考) 国民公選法第十九条(国民公選法・長・国規に記載)、「投票日未起業」は「投票の権利(投票の権利)、投票権の喪失権」におけるもの。

○職員団体が組織されたために必要な取扱いについて

それがいつかの職員団体並びにこれ

(原)長・八・川 原始公選法第十九条
回数「職員団体の選挙と投票の方法」

照会

1 組合選挙は、やのむか事務の「ひよし」と「人事の選出」を記載してあることは、人事選出の問題を次第に次第に問題とされ、地方公務員法第五十一条第一項の規定に適用しならじか、従つて、その組合は、組織された資格が有したうえの上記してある。

1(1) 役員の選挙について

実例編 第五三条(職員団体の選挙)関係

役員の選挙は、全組合員の直接選挙名投票による多數決で決定する。

役員の選挙報酬は、同じである。

(2) 総約の変更などについて

本規約は、全組合員の直接選挙名投票による複数以上の支持がなければ投票権が認められることは出来ない。

(前)の投票に際する手続管理及び決定については、その性質に反して限り、それぞれ選挙規程、第一条乃至第八条及び第十条の規定を適用する。

役員の選挙並びに総約の変更について、現在規約に付記の条項を記載してあるが、地方公務員法第五十三条第三項の規定をうけ、同条第五項第六号の「投票に際する規定」を組合規約が規定しておるのでご了解し、その趣旨を理解してもらいたい。

三 大会開催事項の「ひよし」、起因する加入及脱落を記載してあるが、半数よりもより多くの組合員が選出された場合、地方公務員法第五十三条第一項第八号の「起の職員団体との連合に属する選出」が組合規約に規定してあるので解し、その組合を組織してもらいたい。

四 中央執行委員会を執行機関として組合規約が規定しているが、右機関の執行機関たる性質と、委員会の会議成立のため出席定数並びに決議定数を組合規約に明記しないわけ、一部極少数

三六八五

実例編 第五三条(職員団体の選挙)関係

の組合事務のうちのひよしにて組合が選出されたばかりと書かれ。ひよしが組合を組織してもらいたい。

五 規約及び選挙規程が七月十日に施行されたが、役員の選挙(立候補者数が投票の内16%から投票率)は七月六日に終了つた。ひよしが、地方公務員法第五十三条第三項に違反して、投票率は16%未満であり、投票率は得たうえの上記してある。

回答

1 「組合」、勤務時間や他の勤務条件に關する該地方公共団体の専局と交渉するための団体」であることが明瞭な限り、法令上、組織の資格は認められて居ない。四二、人事管理に関する問題に關する専局と交渉するための団体ではないが、勿論である。

1(1) 四、四、組織されねばならぬ。

五 登録できないと解する。

○職員団体の選挙の選出方法と投票について

(原)長・八・川 原始公選法第十九条
回数「職員団体の選挙と投票の方法」

照会

1 四月十日職員団体(職員代表所職員組合)の選舉の申請を受けたが、役員の選挙はひよし、執行委員の投票が単記(直接

三六八六

記名)で行われた結果、最高得票者がから定数以上の職員を選出しだが、各人の得票数は、単記記載のため、うすれやか全組合員数の複数数(現行=投票者の複数数)とせばならなかつた。これが、地方公務員法第五十三条第三項の規定によれば、脱落ではない場合が如何。

II に於いて組合が規定した以下の執行委員にして信託投票を行わせ、その場合、各執行委員の信託票数が全組合員数の複数数(現行=投票者の複数数)である「組合の多數決」(現行=投票者の複数数)によって選出されたものとみなすりともうべく思ふが如何。

III の職員団体は、組合の採択及び執行委員以外の役員の選出せ、法第五十三条第三項及び職員団体の選挙に關する条例に基づいてはされないが、執行委員の票を計算する、職員団体のものと組合員の票を計算する、職員団体のものと組合員の票を計算する、その方法が何である。

IV 役員の選出方法(西へと職員団体の票の多數で当選者とする)は投票用紙第十三条第三項の規定により決定し、その決定した方法により更に全組合員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票で投票して勝利するが、これが選出方法である。

回答

1 決算決算のとおり。

〔規約十九〕

11 説明の意味が明確でないが、各人にについて選出投票を行ひ、その結果、全組合員数の選出数(現行選出投票者の選出数)の投票を得た者を役員とするが、たゞの差し支えなし。

三 説明の場合、選出団体として選出するよりはむづむづ。

四 説明の場合、選出するよりはむづむづ。

○選出団体の選出に對する事項などに特に適用するか
かじうかの具体的問題について

(昭11年・11・11、昭11年1月1日付公務員規則第〇〇号)
「地方公務員選出投票の選出の問題について」

照会

三 次に掲げる事項は、地方公務員規則第五十三条第三項の「その他これに類する重要な事項」に該当しうる。

- 1 役員の選出、不選出
- 2 役員の解職請求
- 3 組合の重要な財産の取得及び処分
- 4 組合経費の賦課（金額又は徵収率）の定め
- 5 予算の議決及び決算の承認
- 6 公職選舉における特種候補者の選出又は反対
- 7 他の選出団体との連携、連合、加入及び脱離

実例編 第五十三条(選出団体の選出)説明

実例編 第五十三条(選出団体の選出)説明

1 基本原則として、選出団体の役員の選出に當りては選出が認められないものとするが、半個別に選出、組合員数が超過、選出別に選出されたり改選が選出され、その結果に対しては全員の選出投票をださるし、その選出数の信託を得れば役員となり得る旨の規定を設け、又事実そのように行つてある場合は、選出された役員が有すると解して斟酌せらる。

実際上は、各組織に亘る多くの選出団体が半個別選出団体である方法によりたが、半個別に各組織の事務が反対されたりしないが、此が選出選出者がそれより多くなる場合の心配である。したがふ。

回答

1 説明中の「全員」が、その選出団体の全員が選出され得る場合に限るが、差し支えなし。

○選出団体の役員の選出に當りては選出が認められない

について (昭11年・1月1日付公務員規則第〇〇号)
「地方公務員選出投票の選出の問題について」

照会

1 法第五十三条第三項の規定に基いて、選出団体が重要な事項を決定する場合、その半個別、その通りに18歳以上にして選出せらる。

1 半個別選出団体とは、選出員（半個別の半数）で決定しなら

8 重要な運動方針（行動規範及び藝術等）の決定

9 当局に対する要求事項の決定

10 解散

回答

三 第一項から第六項までに掲げる事項の中には、その趣旨が明確でないものが相当あるが、おおむねそぞろがそぞろ「その他これら等に連する重要な事項」に該当するものと解れよう。なお、残余のものについては、構成員の意想を反映するかの如きの方法による選出や、半個別が理がしく、また、このうえでは、固有等規正令（現行＝政治資金規正法）及び地方公務員規則川十六条の關係の問題が生ずる點があるから、念のため。

○選出別等の区分による半個別に選出した場合について
全員の選出投票を行ひ、投票を選出するよりよいと
した場合、選出されつるか

(昭11年・11・11、昭11年1月1日付公務員規則第〇〇号)
「地方公務員選出投票の選出の問題について」

照会

三 説明の件については、昭和11年4月10日附答務府通電一発第1大号題選出より法務府法規意見第一局長の意見が出てしるが、

三六八七

三六八八

おおむねだらう。

2 半個別選出団体の選出等に於いて、同条同項但書の半個別選出等に於いては、
(1) 半個別選出団体に半個別投票を認めた場合に、出席構成員の多数決でよい。
(2) 重要な事項が決定された場合に、半個別投票（出席半個別選出団体の半数）で多数決せられたければならない。

3 「半個別投票」とは、半個別投票の如何に拘わらず、半個別投票が全構成員の選出数を占める投票であつて、半個別投票が反対票より多くなる投票としたが、能くやくもよい。

4 半個別選出団体が重要な事項を決定する場合に於いては、
半個別投票の半個別投票の半数以上、組合員の半数以上と併せてよい。

四 次の要約の條文と、総創立議事原の改憲方法等に於いて、これが
もが議題が生じるので、左の要約と枝葉の取扱を回した。

(要約案文抜持)

第八条

8 総創立議員の1/2の1/2の半数以上を以て行なう。

第九条

2 前項の名前（法第五十三条第三項に於ける選出の役員を含む
総創立議員）は議員の議決は、総会出席組合員の過半数以上

投票の投票に付し、組合員総数の選出数に遅れる場合は後述のとおりとする。

- 3 若し前項の選出数が選出数より多くなる場合、当該組合員の選出数の数を以て、その議決を反映して成立せしめられることとする。
- 4 前項の反映議が成立したるか否か、議長が「議会終了後」次席選出員にこの議案及び議事録を示し、直接且つ秘密の投票に付する責任を問わねばならぬ。この場合、その反映議に対する賛成総数が組合員総数の選出数に遅れたときは、第二項の議決がもつたるものとみなす。

回答

- I 地方公務員選舉五十一条第三項に付し「議院の作成又は委員会の選舉の選舉での起り立持に遅れる議案を行き」に付し、一及び二井井に付する。
 - II 井井に付する。
 - III 「規約の作成又は委員会の選舉での起り立持に遅れる重要な行為」に付し、井井に付する。
 - IV 規約第九条第四項に規定する投票が欠席選出員についてのみ行われたものとする。この投票は、「この投票員がいかんどの議員が平等に参加する議院が極めて」ものと解される。
- (議事録) 現に付し、「議院の選舉」は「議院の選出員（議院議員）による議院の選出員」である。

実例編 第五十二条(議員団体の選舉)説明

三六八九

○議合体における議員団体の七議員の選出方法について

(昭三十七年六月九日地方公務員選舉規約第十九条)

照会

本県行議員選舉組合は、地方公務員選舉行後も、たゞ可憲を回復附則第十三項の規定に據く登録の手続を往す。本年三月二十一日まで存続してゐたものであるが、同日県行令議院議員選出のため、単位団体としての議合体として大会を開催し、前日は組合員総数並びに選舉投票票等を収集し、その後四月十九日夜直選舉を執行するものである。この場合、

- 1 大会の構成に付し、議院(樹1)の員を賛成がもつて、初回開催は、三月二十一日の大會に付し議決されたものである。従つて、同日以後に改められたものであるから、當初の大會を構成する七議員の選出を定め付し、會下の各選出団体(勿論地方公務員選舉組合を除くもの)がなければならぬが、議員団体としての議院は必要としない。Q組合(たゞ、このままではいじては議院(樹1)の巴選出の議院を選出しだらう)は、Mにて、一月二十一日をもつて候議員選舉日として、七議員を選出する。Mがこの七議員に付して、議合体の議員選舉が執行された。

註一

香川県行議員選舉組合規約

第九条 大會は、七議員、中央議員、役員で構成する。

七議員は、大會開催二ヶ月前の組合員全員に付し、組合員数に付して選出する。

七議員は、各選出団体に付して議院議員が平等に参加する議會に付して直接の議院の選舉に付し、各議員は夫々選出する。

第三十一条 りの選出の議院は、付して、組合員田舎を中央議員に選出しなければならない。

第三十四条 加入の組合は中央議員会議員の選舉を組合員とする。

七議員選舉規則

第一条 七議員は各選出団体に付して選出する。

三六九〇

第三条 前条の規定に付し、議院十人を七議員の選出に付する。

組合員数十人を付して選出する。議院員數十人を付して七議員を付す。

註二

但書川県行議員選舉組合規約

第九条 大會は七議員で構成する。

代議員は大會開催二ヶ月前の組合員全員に付し、組合員数に付して選出する。

代議員の選出は別に定む。

回答

- I 議院の議院の選出は議員団体の組合員の七議員の選出に付しては、地方公務員選舉は、各選出団体に付し、付して議院議員が選出されなければならないが、たゞりに付して議院議員が選出されなければならない。
- II 井井に付する。

○登録されたことのない単位職員団体について構成された
連合体についてか、解説せよ。

(昭二十九・三・四に付) 第二回答「職員団体の登録について」(公務員)

照会

I 別紙等の文書を入手しましたが、この文書によれば、単位職員団体が無登録でも、その連合体が登録が可能であるこれがどうかですが、単位職員団体が無登録の場合に、その団体は、地方公務員法第五十三条第三項の条件を具備しているか否かが明白でない。従つて、そのような単位職員団体を基盤としてして連合体を登録するには憲法でたらし思いますが、如何ですか。扱い難い点があるすれば、地方公共団体の権限は、かかる連合体を相手にして職員の勤務条件に関する交渉に立ち入りたりせりが、そのあたりですか。

別紙

教育委員会法等の一部を改正する法律等について

(昭二十七・二・七に付) 第二回答「公務員法等」

(前略)

II 学校の職員の職員団体が教育公務員法第百一十五条の六の規定

実例解 第五十三条(職員団体の登録)関係

既に述べた連合体として登録されなければ都道府県消防本部がする造上の機能を持たないといふ。

本件同様の異問に付く場合は、次のとおり手続が必要とする。すなわち(I)都道府県内の各市町村において、その設置する市町村立学校の職員の職員団体が構成された上や(II)の職員団体は、地方公務員法第五十三条第一項又は第二項の規定によるもので、必ずしも登録したまでも職員団体たりうるが、当該市町村と交渉する機能を得るために登録しなければならぬ。(III)その職員団体が、都道府県消防本部の範囲内にして連合体を組織し、地方公務員法第五十三条の規定に従い、(IV)都道府県の人事委員会に対して、その登録の申請をすりおこな。

回答

I 前段、職員団体の連合体が登録されなければならないに付ける機能職員団体が登録されば、それを取つたままで置かる。だが、この場合、登録を行つて置いたまでは、都道府県消防本部の連合体が地方公務員法第五十三条及び教育公務員特例法第百一十五条の六(現行法第百一十五条の四)の規定と適合しないものであるから、その連合体が地方公務員法第五十三条第一項又は第二項(現行法第五十三条)の職員団体であらかじめかねむねして登録すれば、それがそれでいい。他にだら。

後段、都道府県消防本部の連合体を登録した地方公共団体については、実際次のようになり。

三六九一

○会員登録者の氏名を投票用紙に記載して、いかに記入を
付かなければして、投票用紙として取り扱うことが

できるか (昭二十九・五・二七に付) 第二回答「公務員法等」

照会

職員団体が十名の前に投票を提出したまゝの場合、海は、
連絡事では実際は十名の投票を合計して提出するところが困難で
あります。この場合、投票用紙に立候補者全員の氏名を記載し
やがて〇×等の記号を附し、全員の頭数(現行投票用紙の頭
数)の実際を待たずして中より得票率が十名を越す方だけ
を記入する。

回答

該問の場合は、複題に解す。

○小規模企業職員の加入と答辭について

(昭四一・六・二二)

照会

小規模の地方公営企業の職員が職員団体に加入了の場合、その団体は選舉を受けることができるか。

回答

職員団体とは、職員が「主体となって」組織する労働者団体をいふ。この場合の「職員」とは、議長・副議長ならびに地方労働の適用を受けた職員を除く一般職員をいう(地公法第十一回)。地公法第三十条)。したがつて、小規模の地方公営企業の職員が職員団体に加入了の場合でも、当該職員が主体として組織されてしまつて、当該団体は職員団体である。しかし、範例のとおり地公労の適用を受けた小規模の地方公営企業の職員が加入了の場合が、地公法第五十三条(職員団体の報酬)により議長が受けたりせん。

実例編 第五十三条(職員団体の報酬)関係

三六九

○企業職員が加入した職員団体は組織できないとする

理由は何か (昭四一・六・二二)

照会

地方公営企業に従事する職員が、職員団体に加入了の場合、当該職員団体が選舉を受けるべき理由は何か。

回答

地方公営企業に従事する職員の給与その他の勤務条件は、労働協約によつて定められるとおりに定められたものに対し、一般職員のそれば、条例で定められなければならない。このように、勤務条件の決定の手続がなされたうえで、一般職員が地方公営企業に従事する職員とは別の団体をつくらうが合理的と判断されたからである。

○改正地公法による規定に受けられた報酬に対する職員

(昭四一・六・一四施行)

照会

改正地公法(昭四一・六・一四施行)によつては、職員団体が管

実例編 第五十三条(職員団体の報酬)関係

三七〇

規約を受け、かゝる取扱いがなされたものとされる要件の一点として規約の作成又は実質的役員の賃料等の割りりに付する算定が行われる。機関職員の賃料数(改訂の賃料等からして、改訂者の賃料数)よりも低額であることを前提とするが、かゝる算定に付するか否かを以てして改訂職員の賃料数よりも低額であることを前提とする改訂の賃料等を算定する場合、その改訂によって選舉要件を欠けることにならざらうか。

回答

改訂込みのとおり。

○改訂の職員の職員団体の報酬に「管理職員等を除く」

旨規定する必要があるか (昭四一・六・二二)

照会

改正地公法(昭四一・六・一四施行)によつて、管理職員等以外の職員が組織する職員団体の報酬上、当該団体の被選員の範囲に限り、管理職員等を除く旨の明文の規定がなされたとした場合、報酬上からのうち明文の規定が認められてこだらかのやうを理由として算定を拒むべきではないか。

(昭四一・七・三一) 地方公営企業の改正地公法(昭四一・六・一四施行)

照会

県人事課によつては、町村公平委から事務の委託を受けたが、この場合に当該くわんに選舉されたした職員団体に付して疑惑があり、次の事項について毎回検討した。

一 事務委託した町村公平委に選舉されたした職員団体について、事務委託と同時に県人事課に選舉されたものとして取り扱つて構成されなか。

二 に付り県人事課は選舉されたものとされ職員団体の報酬の算定が県の選舉条例の規定と適合しなかつたものの取扱いは次のとおり。

(1) 地公法第五十三条(職員の報酬)から、長〇田が報酬なし海面内に

運営の努力を挙上し、その期間中必要な賃金は是正措置をとらねば。

- (2) 賃金が是正して運営が取出措置を終る、または是正したる場合に、せじかで起因川米大県の賃金が賃金より運営の努力を止める。

回答

1) 運営の止めた。

- II 総括した運営によって起因川米大県の賃金が賃金として是正されなかつて、具体の原因方策として(1)はせじかで起因川米大県の運営が止めた。

○運営結果にて運営の運営が取扱い運営にて運営結果にて
出しつけた運営に、運営の運営は運営をとおして
して、運営の運営が取扱い運営をとおして運営

(昭41.11.11付 四四四〇号
新潟県運営本部より「運営結果」函題回)
註「運営結果」の運営をとおして運営

照合

起因川米大県にて運営の運営が、運営は運営にて運営結果にて
出しつけた運営に、運営の運営にて運営にて、が明瞭
がでだらのべ、りきがめどり運営の運営が取扱い運営をとおして運
営が止めた。りの運営にて運営にて運営の運営にて運
営が止めた。りの運営にて運営にて運営をとおして運
営が止めた。りの運営にて運営にて運営をとおして運
営が止めた。りの運営にて運営にて運営をとおして運
営が止めた。(同様運営)

回答

母語が外語や他の言語を理解する能力がなく、日本を取扱
する能力がない。

実例集　第511条(運営個性の運営)説明

III-10-1

実例集　第511条(運営個性の運営)説明

III-10-1

○起因川米大県(昭40.11月1日迄)新潟県II

新規!項の三〇日内の運営は、短長賃貸の賃金
での運営がなされたかつた場合は、たとえ賃金を
II新規!項の運営を行つたが

(昭40.11月1日迄)新規!項の運営
(新規!項の運営)

解説

起因川米大県(昭40.11月1日迄)新規!項の運営を行つて、昭40.9.11月に起因川米大県にて運営個性がなされた、運営の可否を未運営の新規!項の運営を行つて、II新規!項の運営を行つたが、二種事項といふり教示属した。

I 昭40.9.11月に作成した運営が、その運営手帳等に、取扱
がなされた運営が行つた。

- II 新規!項の三〇日内の運営は運営が短長賃貸の賃金、もと
て運営がなされたかつた場合は、たとえII新規!項の運営を行つた
が、たしか。

III 今後の運営個性を運営する方法として、次の二種類が運営が。

- (1) 必要な運営をとつて短長賃貸の運営部分の運営条件を除し、運営にて
運営を行つて運営を行つた。

- (2) 必要な運営をとつて短長賃貸の運営条件を除る、運営した
が、たしか。

(3) 短長賃貸した運営の運営を行つた。

(4) てし運営の運営を行つた運営を行つて、たしか。

(5) 必要な運営を行つて、II新規!項の運営による短長賃貸
が行われた。申請がたされたりとが、II新規!項の運営を行つて
のとしに取扱つた。

IV 運営した運営の運営がなされたりとが、仕事運営が短長賃貸を取
り運営した運営の運営がなされたりとが、なり。入るよとにだれだら
合は運営がなされたりとが、なり。たのみの新規には短長賃貸を
せばれた事由が運営した運営が短長賃貸が終了する旨の運営が
40%。

回答

1) 運営の運営を行つた。

II 起因川米大県II新規!項の運営が運営を行つた。

III (1)運営の運営を行つた。

IV 運営した運営の運営がなされたりとが、短長賃貸が取扱つて
だす、運営が終つた。

○「認定の請求」などの申立てをもつて調査を命ぜられる場合

(昭和四〇年六月二日付)

照会

東京地方法規解説 (認定の請求) 梶川博士は假令やうの起り方より是が件に付せられ、次の該取扱いを認定する所である。

川川案 認定請求は、他の如きと異なりに複数のもので、複数の請求者による請求は、請求提出時に併せて行なわれる。

I 署名の假定区分は、署名の指揮が本件又は別件であるか否か。

II 署名の手元の捺印を認定する所。

III 署名の如き又は捺印を認定する所。

回答

認定する所。

〔昭和四〇年六月二日〕

法規意見

○契約書風の認定請求の取扱いについて

(昭和四〇年六月二日付)

問題

地方公務員法第五十一条第一項の規定により提出された文書を審査団体が「回送紙川川案川原」として「認定」を認めた場合の行政契約の取扱い、弁護士（行政訴訟）・土木監理士（土木監理）・地方事務所支局（税理所支局）等の組織による認定書といふが、弁護士は認定書に記載する回送紙川川案川原の文書をもって行政契約として認定され、弁護士は認定書に記載された文書をもつて。

II 説明

弁護士は認定書の取扱いが異なるので、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。

III 解答

地方公務員法第五十一条第一項の規定による認定書は、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。

契約書の取扱いは、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。他の審査団体が認定する契約書の取扱いは、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。他の審査団体が認定する契約書の取扱いは、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。

弁護士の認定書は、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。他の審査団体が認定する契約書の取扱いは、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。他の審査団体が認定する契約書の取扱いは、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。

認定書は、他の審査団体が認定する契約書の取扱いと異なる。